



市民の外国語教室や国際交流の費用を助成します 上限3万円

うきは市異文化交流促進補助事業



多文化共生社会の推進に向けて、外国人を含む市民や団体が主催する外国語講座や国際交流などの活動費用を助成します。

- 申請期間 令和4年2月28日まで
- 補助額 1団体（個人）につき3万円まで
- 対象事業
 - ・日本人や外国人のための外国語講座
 - ・日本語や日本社会に関する学習支援
 - ・国際交流のための各種活動
 - ・地域の多文化共生事業など
- 対象経費 会費で不足する費用
(施設使用料、教材費、消耗品、講師謝礼、交通費など)

くわしくは、うきは市ホームページをご覧ください。



●申請・問合せ 企画財政課企画調整係 ☎73-9152



新婚世帯に最大60万円補助します

令和3年度うきは市結婚新生活支援事業

うきは市では、結婚を機にうきは市内で新婚生活を始める新婚世帯を対象に、新居の取得費用・家賃・引越し費用を最大60万円まで補助します。住民票など必要書類を用意のうえ、市役所企画財政課企画調整係へ提出してください。

- 申請期間：令和4年2月28日まで
- 補助額：29歳以下：上限60万円、39歳以下：上限30万円
(いずれも1世帯あたり) ※年齢区分は夫婦のいずれかの高い方による。
- 対象者：次の要件をすべてを満たす方
 - ①令和3年1月1日から令和4年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - ②婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下
 - ③新居がうきは市内にあり、住民票を移していること
 - ④夫婦の所得の合計額が400万円未満の世帯
 - ⑤他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていないこと
 - ⑥過去にこの制度による補助金を受けたことがないこと
 - ⑦夫婦ともに市税の滞納がないこと



くわしくは、うきは市ホームページをご覧ください (<http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>)



●申請・問合せ 企画財政課企画調整係 ☎73-9152